

子ども医療費助成制度の一部改正について

平成24年8月1日診療分から子ども医療費助成基準が下記市について一部変更となりました。

(平成24年8月1日改正)

四街道市

平成24年7月診療まで			平成24年8月診療から		
使用の公費番号	助成対象	自己負担 (円)	使用の公費番号	助成対象	自己負担 (円)
83120170	小学3年生まで	0	83120170	小学3年生まで	0
83121178	未就学児	200	83121178	小学3年生まで	200
83123174	小学1年生から3年生まで	300			
83124172	未就学児	200	83124172	小学3年生まで	200

香取市

平成24年7月診療まで			平成24年8月診療から		
使用の公費番号	助成対象	自己負担 (円)	使用の公費番号	助成対象	自己負担 (円)
83120832	小学3年生まで	0	83120832	小学3年生まで	0
			83121830	小学3年生まで	200
83122838	小学3年生まで	0			
83124834	小学3年生まで	0	83124834	小学3年生まで	200

千葉県子ども医療費助成制度のお知らせ

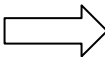
千葉県子ども医療費助成制度については、入通院ともに小学校3年生までの子どもを助成対象としていましたが、平成24年12月診療（調剤）分から入院医療費の助成対象を中学校3年生まで拡大することになりました。また、市町村独自助成部分の「通院：小4～中3」についても、市町村の判断により現物給付が可能となります。

したがって、これまでは現物給付の対象（受給券の発行対象）が小3までで統一されていましたが、市町村により入通院ともに現物給付の対象が異なるようになりますので、御留意ください。

また、これに伴い、レセプトコンピュータの修正等が必要となる場合がありますので、お手数ではございますが、システム開発業者等にご確認のうえ、平成24年11月末日までに修正等の対応をお願いいたします。

平成24年12月診療（調剤）から現物給付の対象（受給券の発行対象）が市町村ごとに異なるようになります。

（例）

《現在》			《平成24年12月から》		
A市	入院：小3	通院：小3		A市	入院：中3 通院：中3
B市	入院：小3	通院：小3		B市	入院：中3 通院：小6
C市	入院：小3	通院：小3		C市	入院：中3 通院：小3
D市	入院：小3	通院：小3		D市	入院：小6 通院：小6
E市	入院：小3	通院：小3		E市	入院：小3 通院：小3

※ 公費負担者番号は、これまでと同様の番号となります。

※ 詳細につきましては、下記の千葉県ホームページを参照してください。

（各市町村の現物給付の対象範囲については、10月頃に県ホームページに掲載予定）

<http://www.pref.chiba.lg.jp/jika/boshi/nyuuyouji.html>

《問い合わせ先》

（1）制度の概要について

千葉県健康福祉部児童家庭課 子ども家庭支援室母子保健班 TEL 043(223)2332

（2）請求について

【国民健康保険分】

千葉県国民健康保険団体連合会 業務第一部管理課 TEL 043(254)7183

【被用者保険分】

社会保険診療報酬支払基金千葉支部 審査企画部事業管理課 TEL 043(241)9151

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について

標記について、(平成 24 年 4 月 17 日付け保医発 0417 第 2 号) 厚生労働省保険局医療課長・厚生労働省保険局歯科医療管理官より発令されました通知を掲載いたしますのでご留意ください。

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成 24 年 3 月 5 日保医発 0305 第 1 号) の一部を下記のとおり改正 (平成 24 年 4 月 17 日より適用)

記

- 1 別添 1 第 2 章第 2 部第 2 節第 1 款 C 1 0 8 (2) 中「複方オキシコドン製剤又はフルルビプロフェンアキセチル製剤」を「複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤又はフルルビプロフェンアキセチル製剤」に、「フェンタニルクエン酸塩製剤又は複方オキシコドン製剤」を「フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤又はオキシコドン塩酸塩製剤」に改める。
- 2 別添 1 第 2 章第 2 部第 2 節第 1 款 C 1 0 8－2 (2) 中「複方オキシコドン製剤又はフルルビプロフェンアキセチル製剤」を「複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤又はフルルビプロフェンアキセチル製剤」に、「フェンタニルクエン酸塩製剤又は複方オキシコドン製剤」を「フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤又はオキシコドン塩酸塩製剤」に改める。
- 3 別添 1 第 2 章第 2 部第 3 節 C 2 0 0 (1) 中「複方オキシコドン製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤」を「複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤」に改める。
- 4 別添 3 <調剤技術料> 区分 0 1 調剤料 (5) イ中「複方オキシコドン製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤」を「複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤」に「「フェンタニルクエン酸塩製剤」及び「複方オキシコドン製剤」」を「「フェンタニルクエン酸塩製剤」、「複方オキシコドン製剤」及び「オキシコドン塩酸塩製剤」」に改める。

(参考：新旧対象表)

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」

(平成 24 年 3 月 5 日付け保医発 0 3 0 5 第 1 号)

改 正 後	現 行
別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項	別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項
第 2 章 特掲診療科	第 2 章 特掲診療科
第 2 部 在宅医療	第 2 部 在宅医療
第 2 節 在宅療養指導管理料	第 2 節 在宅療養指導管理料
第 1 款 在宅療養指導管理料	第 1 款 在宅療養指導管理料
C 1 0 8 在宅悪性腫瘍患者指導管理料	C 1 0 8 在宅悪性腫瘍患者指導管理料

改 正 後	現 行
(1) 略 (2) (1)の鎮痛療法とは、ブプレノルフィン製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、<u>複方オキシコドン製剤</u>、<u>オキシコドン塩酸塩製剤</u>又は<u>フルルビプロフェンアキセチル製剤</u>を注射又は携帯型ディスポーザブル注入ポンプ若しくは輸液ポンプを用いて注入する療法をいう。なお、モルヒネ塩酸塩製剤、<u>フェンタニルクエン酸塩製剤</u>、<u>複方オキシコドン製剤</u>又は<u>オキシコドン塩酸塩製剤</u>を使用できるのは、以下の条件を満たすバルーン式ディスポーザブルタイプの連続注入器等に必要に応じて生理食塩水等で希釈の上充填して交付した場合に限る。 (以下略) (3)～(10) 略	(1) 略 (2) (1)の鎮痛療法とは、ブプレノルフィン製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、<u>複方オキシコドン製剤</u>又は<u>フルルビプロフェンアキセチル製剤</u>を注射又は携帯型ディスポーザブル注入ポンプ若しくは輸液ポンプを用いて注入する療法をいう。なお、モルヒネ塩酸塩製剤、<u>フェンタニルクエン酸塩製剤</u>又は<u>複方オキシコドン製剤</u>を使用できるのは、以下の条件を満たすバルーン式ディスポーザブルタイプの連続注入器等に必要に応じて生理食塩水等で希釈の上充填して交付した場合に限る。 (以下略) (3)～(10) 略
C108-2 在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料 (1) 略 (2) (1)の鎮痛療法とは、ブプレノルフィン製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、<u>複方オキシコドン製剤</u>、<u>オキシコドン塩酸塩製剤</u>又は<u>フルルビプロフェンアキセチル製剤</u>を注射又は携帯型ディスポーザブル注入ポンプ若しくは輸液ポンプを用いて注入する療法をいう。なお、モルヒネ塩酸塩製剤、<u>フェンタニルクエン酸塩製剤</u>、<u>複方オキシコドン製剤</u>又は<u>オキシコドン塩酸塩製剤</u>を使用できるのは、以下の条件を満たすバルーン式ディスポーザブルタイプの連続注入器等に必要に応じて生理食塩水等で希釈の上充填して交付した場合に限る。 (以下略) (3)～(10) 略	C108-2 在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料 (1) 略 (2) (1)の鎮痛療法とは、ブプレノルフィン製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、<u>複方オキシコドン製剤</u>又は<u>フルルビプロフェンアキセチル製剤</u>を注射又は携帯型ディスポーザブル注入ポンプ若しくは輸液ポンプを用いて注入する療法をいう。なお、モルヒネ塩酸塩製剤、<u>フェンタニルクエン酸塩製剤</u>又は<u>複方オキシコドン製剤</u>を使用できるのは、以下の条件を満たすバルーン式ディスポーザブルタイプの連続注入器等に必要に応じて生理食塩水等で希釈の上充填して交付した場合に限る。 (以下略) (3)～(10) 略
第3節 薬剤料 C200 薬剤 (1) 次の厚生労働大臣の定める注射薬に限り投与することができる。 【厚生労働大臣の定める注射薬】 インスリン製剤、・・・(中略)・・・フェンタニルクエン酸塩製剤、<u>複方オキシコドン製剤</u>、<u>オキシコドン塩酸塩製剤</u>、<u>ベタメタゾニンリン酸エステルナトリウム製剤</u>、<u>デキサメタゾニンリン酸エステルナトリウム製剤</u>、<u>デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤</u>、<u>プロトンポンプ阻害剤</u>、<u>H2遮断剤</u>、<u>カルバゾクロムスルホ</u>	第3節 薬剤料 C200 薬剤 (1) 次の厚生労働大臣の定める注射薬に限り投与することができる。 【厚生労働大臣の定める注射薬】 インスリン製剤、・・・(中略)・・・フェンタニルクエン酸塩製剤、<u>複方オキシコドン製剤</u>、<u>ベタメタゾニンリン酸エステルナトリウム製剤</u>、<u>デキサメタゾニンリン酸エステルナトリウム製剤</u>、<u>デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤</u>、<u>プロトンポンプ阻害剤</u>、<u>H2遮断剤</u>、<u>カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤</u>、<u>トラ</u>

改 正 後	現 行
ン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・Ｌ－システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン、ダルベポエチン、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤及びヘパリンカルシウム製剤 別添 3 調剤報酬点数表に関する事項 <調剤技術料> 区分 0 1 調剤料 (5) 注射薬 ア 注射薬の調剤料は、調剤した調剤数、日数にかかわらず、1 回の処方せん受付につき所定点数を算定する。 イ 注射薬のうち支給できるものは、・・・ <u>(中略)・・・フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H 2 遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・Ｌ－システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン、ダルベポエチン、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤及びヘパリンカルシウム製剤)</u>に限る。 なお、「<u>モルヒネ塩酸塩製剤</u>」、「<u>フェンタニルクエン酸塩製剤</u>」、「<u>複方オキシコドン製剤</u>」及び「<u>オキシコドン塩酸塩製剤</u>」は、薬液が取り出せない構造で、かつ患者等が注入速度を変えることができない注入ポンプ等に、必要に応じて生理食塩水等で希釈の上充填して交付した場合に限る。 (以下略)	ネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・Ｌ－システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン、ダルベポエチン、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤及びヘパリンカルシウム製剤 別添 3 調剤報酬点数表に関する事項 <調剤技術料> 区分 0 1 調剤料 (5) 注射薬 ア 注射薬の調剤料は、調剤した調剤数、日数にかかわらず、1 回の処方せん受付につき所定点数を算定する。 イ 注射薬のうち支給できるものは、・・・ <u>(中略)・・・フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H 2 遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・Ｌ－システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン、ダルベポエチン、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤及びヘパリンカルシウム製剤)</u>に限る。 なお、「<u>モルヒネ塩酸塩製剤</u>」、「<u>フェンタニルクエン酸塩製剤</u>」及び「<u>複方オキシコドン製剤</u>」は、薬液が取り出せない構造で、かつ患者等が注入速度を変えることができない注入ポンプ等に、必要に応じて生理食塩水等で希釈の上充填して交付した場合に限る。 (以下略)

診療（調剤）報酬明細書の返戻の状況について

平成 24 年 6 月審査分の返戻の状況は、下記のとおりでありましたので、今後の請求の参考にしてください。

6 月審査分の診療報酬明細書及び調剤報酬明細書の受付件数は、3,600,981 件、このうち返戻となった件数は、6,154 件でありました。

返戻の主な内容は、次のとおりです。

1 審査委員会の返戻について

審査委員会からの返戻明細書は、878 件で返戻の総件数の 14.27%です。

この主な内容は、傷病名に対して、投薬、注射、処置、検査等の適応に関する照会です。

2 事務上の返戻について

① 被保険者証の記号、番号、受給者番号の記載もれ又は不備（13.34%）

被保険者証からカルテへ、カルテから明細書へ転記する場合十分確認し、明細書を提出する際は、記載もれのないようにしてください。

② 貴院・薬局より返戻依頼（12.89%）

当月ご提出分のみ、本会からの返戻となっております。

③ 重複請求（11.16%）

明細書は原則として、同一月に同一患者につき、入院・入院外それぞれ 1 枚作成してください。

④ 生年月日より医療種該当の不一致（8.92%）

被保険者証の生年月日を十分に確認し、正しい医療種での請求をしてください。

⑤ 給付割合再調ください（3.92%）

「本人・家族」区分（医療種）に対して給付割合が不一致なもの。資格の変更があった際は給付割合も併せて確認してください。

この他、保険者又は広域連合において、被保険者の資格を確認し、過誤として本会に提出された総件数は 11,751 件に達しております。

それぞれの過誤件数・過誤理由別順位は以下のとおりです。

国保（後期高齢を除くすべて）

過誤件数：9,535 件

- 1 位 社保該当
- 2 位 記号・番号・生年・性別不一致
- 3 位 給付割合誤り
- 4 位 医療機関取下げ依頼
- 5 位 退職（本人・家族）該当

後期高齢者

過誤件数：2,216 件

- 1 位 負担割合相違
- 2 位 医療機関取下げ依頼
- 3 位 他の広域連合に転出の為喪失
- 4 位 重複請求
- 5 位 生保加入

保険医療機関等におかれましては、被保険者証の確認を十分行ってくださるようお願い
します。

返 戻 件 数 調 査 表

平成24年6月審査（医科・歯科・調剤・訪問） 受付 3,600,981 件

返 戻 理 由	国 保		退職 本人		退職 扶養		後期高齢者		合 計			返 戻 占有率
	入院	入院外	入院	入院外	入院	入院外	入院	入院外	入院	入院外	計	
審査委員会により返戻	75	453	4	12	1	9	47	277	127	751	878	14.27%
被保険者証の記号、番号、公費負担医療の受給者番号記載もれ又は不備	5	672		31		8	1	104	6	815	821	13.34%
貴院・薬局より返戻依頼	189	291	6	4	1	7	92	203	288	505	793	12.89%
重複請求		389		9		10	8	271	8	679	687	11.16%
生年月日より(前期高齢者・未就学者・一般・後期高齢者)該当ではないでしょうか	1	255	4	226		57		6	5	544	549	8.92%
給付割合再調ください	2	236		1				3	2	240	242	3.93%
初診料、再診料、再調ください	1	132		4			3	55	4	191	195	3.17%
保険者番号、公費負担者番号の記載もれ又は不一致	5	49		1				34	5	84	89	1.45%
保険者番号と被保険者証の記号が不一致		61		1						62	62	1.01%
特別療養費について	1	32							1	32	33	0.54%
合計点数再調ください	3	16		1			1	7	4	24	28	0.45%
83(子ども医療)について		27								27	27	0.44%
指導料、在宅料、再調ください	5	11						10	5	21	26	0.42%
診療月、診療実日数、転帰記載もれ		10						15		25	25	0.41%
他保険者分(混入)		14		3				7		24	24	0.39%
その他	55	1,006	1	27	1	16	52	517	109	1,566	1,675	27.21%
合 計	342	3,654	15	320	3	107	204	1,509	564	5,590	6,154	100.00%

平成 24 年 6 月審査分・審査支払状況

(1) 国民健康保険						(2) 退職者医療			
区 分		国 民 健 康 保 険				退 職 者 医 療			
		決定件数	日 数 (処方箋枚数)	決定点数	平均点数 (1件当たり)	決定件数	日 数 (処方箋枚数)	決定点数	平均点数 (1件当たり)
医 科	入 院	27,490 ^件	427,872 ^日	1,428,724,928 ^点	51,972.53 ^点	1,351 ^件	18,981 ^日	80,815,367 ^点	59,818.92 ^点
	入院外	1,114,071 ^件	1,813,430 ^日	1,496,852,187 ^点	1,343.59 ^点	60,324 ^件	98,465 ^日	92,385,055 ^点	1,531.48 ^点
歯 科	入 院	178 ^件	1,253 ^日	5,922,147 ^点	33,270.49 ^点	7 ^件	61 ^日	380,873 ^点	54,410.43 ^点
	入院外	267,368 ^件	549,036 ^日	345,628,225 ^点	1,292.71 ^点	15,655 ^件	32,268 ^日	19,752,177 ^点	1,261.72 ^点
調 剤		702,316 ^件	872,459 ^枚	747,281,887 ^点	1,064.03 ^点	37,866 ^件	45,962 ^枚	43,393,488 ^点	1,145.97 ^点
訪 問 看 護		1,240 ^件	7,646 ^日	81,835,500 ^円	65,996.37 ^円	84 ^件	526 ^日	5,629,350 ^円	67,016.07 ^円
支 払 総 額			2,112,663 ^件	29,776,164,254 ^円			115,287 ^件	1,675,530,947 ^円	

(3) 後期高齢者医療					
区 分		後 期 高 齢 者 医 療			
		決定件数	日 数 (処方箋枚数)	決定点数	平均点数 (1件当たり)
医 科	入 院	33,924 ^件	599,909 ^日	1,760,404,299 ^点	51,892.59 ^点
	入院外	734,764 ^件	1,388,005 ^日	1,178,517,183 ^点	1,603.94 ^点
歯 科	入 院	88 ^件	889 ^日	3,475,729 ^点	39,496.92 ^点
	入院外	105,733 ^件	227,189 ^日	150,537,571 ^点	1,423.75 ^点
調 剤		491,157 ^件	45,962 ^枚	695,916,130 ^点	1,416.89 ^点
訪 問 看 護		1,211 ^件	8,830 ^日	95,198,000 ^円	78,611.07 ^円
支 払 総 額			1,366,877 ^件	34,129,141,648 ^円	

平成 24 年 7 月審査分・審査支払状況

(1) 国民健康保険						(2) 退職者医療			
区 分		国 民 健 康 保 険				退 職 者 医 療			
		決定件数	日 数 (処方箋枚数)	決定点数	平均点数 (1件当たり)	決定件数	日 数 (処方箋枚数)	決定点数	平均点数 (1件当たり)
医 科	入 院	28,114 ^件	428,071 ^日	1,426,761,913 ^点	50,749.16 ^点	1,343 ^件	18,619 ^日	74,562,291 ^点	55,519.20 ^点
	入院外	1,125,961 ^件	1,857,289 ^日	1,507,355,803 ^点	1,338.73 ^点	59,740 ^件	98,120 ^日	90,826,728 ^点	1,520.37 ^点
歯 科	入 院	163 ^件	1,195 ^日	5,805,208 ^点	35,614.77 ^点	8 ^件	131 ^日	605,566 ^点	75,695.75 ^点
	入院外	278,239 ^件	578,338 ^日	361,655,317 ^点	1,299.80 ^点	15,796 ^件	32,748 ^日	20,099,147 ^点	1,272.42 ^点
調 剤		706,483 ^件	877,163 ^枚	750,496,703 ^点	1,062.30 ^点	37,511 ^件	45,462 ^枚	42,852,416 ^点	1,142.40 ^点
訪 問 看 護		1,277 ^件	7,950 ^日	85,222,950 ^円	66,736.84 ^円	83 ^件	506 ^日	5,336,870 ^円	64,299.64 ^円
支 払 総 額			2,140,237 ^件	29,242,947,722 ^円			114,481 ^件	1,728,929,270 ^円	

(3) 後期高齢者医療					
区 分		後 期 高 齢 者 医 療			
		決定件数	日 数 (処方箋枚数)	決定点数	平均点数 (1件当たり)
医 科	入 院	33,711 ^件	578,026 ^日	1,710,473,333 ^点	50,739.32 ^点
	入院外	740,792 ^件	1,410,174 ^日	1,177,584,719 ^点	1,589.63 ^点
歯 科	入 院	108 ^件	959 ^日	3,520,934 ^点	32,601.24 ^点
	入院外	108,533 ^件	235,208 ^日	156,416,154 ^点	1,441.19 ^点
調 剤		494,184 ^件	662,656 ^枚	692,883,070 ^点	1,402.08 ^点
訪 問 看 護		1,231 ^件	9,077 ^日	98,894,820 ^円	80,336.98 ^円
支 払 総 額			1,378,559 ^件	32,331,223,473 ^円	

◎ お 知 ら せ ◎

診療報酬請求書等の受付について

11月の診療報酬請求書等の受付締切日は、10日（土）です。
（土曜日ですが開館し、9時から17時まで受付業務を行っています。）

なお、特定健診・特定保健指導の請求は、5日（月）が受付締切となります。

また、請求にあたっては一般診療報酬とは別封筒で、事業課宛にお願いします。

編集・発行人

発 行 平成24年9月14日
 発 行 所 千葉市稲毛区天台6丁目4番3号
 千葉県国民健康保険団体連合会
 電話 (043) 254-7174
 発行責任者 橋本 秀夫
 編集責任者 杉田 さと子
 印 刷 所 ㈱ さくら印刷